

松本歯科大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 松本歯科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、口腔生命科学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

(研究科専攻)

第3条 本大学院に歯学独立研究科口腔疾患制御再建学専攻を置く。

(課程)

第4条 本大学院歯学独立研究科の課程は、博士課程とする。

(研究科の目的)

第5条 歯学独立研究科は、創造性豊かな優れた研究者を養成するとともに、社会環境に柔軟に対応できる豊富な学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・歯科医療職業人を養成することを目的とする。

(修業年限)

第6条 本大学院の修業年限は4年とする。

(在学期間)

第7条 本大学院歯学独立研究科の在学期間は8年を限度とする。

2 前項の在学期間を超えた者は除籍とする。

(入学定員・収容定員)

第8条 本大学院の毎年度の入学定員は18名とし、収容定員は72名とする。

第2章 講座・ユニット、教育課程及び履修方法

(講座・ユニット)

第9条 本大学院に別表第1の講座及びユニット（研究単位）を置く。

(授業科目・単位)

第10条 本大学院において開設する授業科目、単位及び時間数は、別表第2のとおりとす

る。

2 単位の計算方法は、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮した時間をもって 1 単位とする。

(教育方法)

第 11 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

2 授業科目及びその単位数並びに履修方法、研究指導の方法等は、研究科が定める。

(授業科目の履修の認定)

第 12 条 授業科目の履修の認定は、試験又は研究報告等により行い、合格した授業科目については所定の単位を与える。

(成績評価)

第 13 条 授業科目の成績の評価は A (100～80 点)、B (79～70 点)、C (69～60 点)、D (59 点以下) の 4 段階として、A、B、C を合格とし D を不合格とする。

(教育方法の特例)

第 14 条 本大学院において大学院設置基準第 14 条の規定に基づき、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により、教育を行うことができる。

(他大学院での授業科目の履修等)

第 15 条 本大学院は教育上有益と認めるとき、本大学院生に対し、他大学院での授業科目の履修を認めることができる。

- 2 本大学院生は、前項の他大学院の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ本大学院の承認を得なければならない。
- 3 前 2 項の規定に基づき本大学院生が他大学院で修得した授業科目の単位については、15 単位を超えない範囲で、本大学院で修得したものとみなすことができる。

(他大学院等における研究指導等)

第 16 条 本大学院は教育上有益と認めるとき、本大学院生に対し、本大学院が協議をした他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 本大学院生は、前項の他大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするときは、あらかじめ本大学院の承認を得なければならない。
- 3 本大学院生が他大学院又は研究所等で受けた研究指導は、本大学院で受けた研究指導の一部とみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 17 条 本大学院は教育上有益と認めるとき、本大学院生が入学する前に他大学院又は外国の大学院で履修した授業科目において修得した単位(大学院設置基準第 15 条に定める科目等履修生として修得した単位を含む)を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学の場合を除き、15 単位を超えないものとする。

(既修得単位数の認定上限)

第 17 条の 2 第 15 条第 3 項及び第 17 条第 2 項で修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて 20 単位を超えないものとする。

第 3 章 職員組織

(研究科長)

第 18 条 本大学院の研究科に研究科長を置く。

(教員組織)

第 19 条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、松本歯科大学の教授、准教授、講師及び助教の中からこれを充てる。

(事務組織)

第 20 条 本大学院に、事務組織を置く。

第 4 章 研究科委員会

(研究科委員会)

第 21 条 本大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の定めるところにより、研究科の運営に必要な組織を置くことができる。

(審議事項)

第 22 条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定するに当たり、審議し意見を述べるものとする。

(1) 大学院生の入学及び課程の修了

(2) 博士の学位授与

(3) 大学院の教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして研究科長が定めるもの及び学長の諮問した事項

2 前項第 3 号に規定する事項は、別に定める。

3 研究科委員会は、前各項に規定するもののほか、研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 研究科委員会は、前各項に規定する事項を審議し学長に意見を述べる場合、教育研究

に関する専門的な観点から意見を述べるものとする。

(研究科委員会規程)

第 23 条 前条に定めるほか、研究科委員会に関し必要な事項は、松本歯科大学大学院歯学独立研究科委員会規程で定める。

第 5 章 学年、学期、休業日、入学、転学、編入学、休学、復学、退学、除籍及び復籍
(学年・学期)

第 24 条 春期入学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。秋期入学の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

2 学年を分けて次の2学期とする。

春期 4月1日から9月30日まで

秋期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 25 条 休業日については、松本歯科大学学則の規定を準用する。

(入学時期)

第 26 条 本大学院の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 27 条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本大学院が行う選抜試験に合格した者とする。

- (1) 大学(医学、歯学、薬学(6年の課程)又は獣医学(6年の課程)を履修する課程)を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終課程は医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る)を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他、本大学院が大学(医学、歯学、薬学(6年の課程)又は獣医学(6年の課程)を履修する課程)を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(転学)

第 28 条 学長は、他大学院に在学中の者が、本大学院に転入を願い出たときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

2 他大学院への転出を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

3 転入学に関する規程は、別に定める。

(編入学)

第 28 条の 2 学長は、本大学院に編入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 編入学に関する規程は、別に定める。

(選抜試験の期日と科目)

第 29 条 入学者選抜試験期日、試験科目及び出願期間は毎年度別に定める。

(入学の出願)

第 30 条 入学を志願する者は、指定の期日までに次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。

- (1) 本大学院所定の入学願書
- (2) 成績証明書
- (3) 大学卒業(見込)証明書
- (4) その他学長が必要と認める書類

2 第 27 条第 1 項第 2 号に該当する者は、学科課程修了証明書のほかに本邦に駐在する当該国の政府機関の証明書又は推薦書の添付を必要とする。

(入学手続)

第 31 条 選抜試験に合格した者は、指定の期日までに次の各号の書類を提出するとともに、入学料を納入しなければならない。

- (1) 戸籍抄本(外国人は在留カード)
- (2) 誓約書
- (3) その他学長が必要と認める書類

2 前項の手続を完了しない者は入学を許可しない。

(誓約書)

第 32 条 入学を許可された者は、独立の生計を営む成年者で本大学院生の身上に関し一切の責任を負うことのできる保証人 2 名を定め、所定の誓約書を提出しなければならない。

(誓約書の更新)

第 33 条 前条の保証人がその要件を欠くに至ったときは、改めて保証人を定め直ちに誓約書を更新しなければならない。

(住所変更等の届出)

第 34 条 本大学院生又は保証人が改名・転居・転籍したときは、直ちにその旨届け出なければならない。この場合、戸籍抄本又は住民票を添付させることがある。

(休学と休学期間)

第 35 条 病気その他やむを得ない理由のため引き続き 3 か月以上就学することのできない者は、その理由を証明する書類を添え、保証人連署の上、学長に休学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 休学期間は、1 年以内とする。ただし、更に休学を要する者は学長の許可を得て、1 年以内に限り休学することができる。
- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第 36 条 病気により休学した者が復学しようとする場合は、公的の病院診断書を添え、保証人連署の上、学長に復学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 復学の際は、原級に復する。

(退学)

第 37 条 病気その他やむを得ない理由のため退学しようとする者は、その理由書を添え、保証人連署の上、学長に退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 37 条の 2 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 学生納付金等の納付を怠り、催促してもなお納付しない者
- (2) 第 7 条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 死亡又は行方不明の届出のあった者

(復籍)

第 37 条の 3 前条第 1 号に該当し除籍となった者から、当該除籍の事由となった学生納付金等を納付して復籍の願い出があったときは、学長は、研究科委員会の議を経て復籍を認めることがある。

2 復籍の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 課程の修了要件及び学位の授与

(修了要件)

第 38 条 本大学院の修了要件は、研究科に 4 年以上在学し、研究科が定める授業科目について 30 単位以上を修得、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、研究科に 3 年以上在学すれば足りるものとする。また、転入学、編入学した者については、この限りではない。

(修了の認定)

第 39 条 前条に規定する修了の認定は、研究科委員会の議を経て、研究科長の推薦により、学長が行う。

(学位論文・最終試験)

第 40 条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行う。

第 41 条 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科委員会において審査決定する。

2 審査決定の方法は、本大学院において別に定める。

(学位の種類)

第 42 条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

- 博士 (歯学)
- 博士 (臨床歯学)
- 博士 (学術)

(学位の授与)

第 43 条 本大学院研究科を修了した者には、博士の学位を授与する。

2 学位に関する規程は、別に定める。

(論文博士)

第 44 条 前条に定める者のほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、本大学院に博士論文の審査を申請してその審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者に授与する。

第 45 条 削除

第 7 章 入学検定料及び学生納付金等

(入学検定料)

第 46 条 本大学院に入学を志願する者は、所定の入学検定料を納めなければならない。

2 一度納入された入学検定料は、返戻しない。

(学生納付金)

第 47 条 学籍にある者は、指定の期日までに学生納付金及び諸納付金 (以下「学生納付金等」という。) を納めなければならない。

2 入学検定料及び学生納付金等の金額は、別表第 3 のとおりとする。学生納付金等の納入期日は、別表第 4 のとおりとする。

3 学生納付金は、入学料及び授業料とする。

4 新入生は、第 1 項の規定にかかわらず、入学年度の学生納付金等を所定の期日までに納めなければならない。

(学生納付金の不返戻)

第 48 条 既納の学生納付金は、事由の如何を問わず返戻しない。転学、退学、除籍又は退学を命ぜられた者も当該学年の授業料を納入しなければならない。

(休学者の授業料)

第 49 条 休学者の授業料は、学年始めより 1 年間通じて休学する場合に限り、当該学年の授業料は徴収しない。

第 50 条 削除

(証明書の交付)

第 51 条 各種証明書の交付を請求する場合には、所定の手数料を納付しなければならない。

(授業料の減免)

第 52 条 本大学院において学業優秀であると認められた者に対しては、授業料を減免することがある。

2 奨学制度及び授業料の減免に関し必要な事項は、別に定める。

第 8 章 賞罰

(表彰)

第 53 条 学業の優秀な者又は善行のあった者は、研究科委員会の議を経て表彰することがある。

(懲戒)

第 54 条 本大学院生が、その本分に反する行為又は本大学院の諸規程等に違反する行為を行ったときは、研究科委員会の議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒を分けて、戒告、停学及び退学とする。

3 学生の懲戒に関する規程は、別に定める。

(懲戒退学)

第 55 条 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席が常でない者

(4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 9 章 研究生、特別研究学生、聴講生及び科目等履修生

(大学院研究生)

第 56 条 学長は、本大学院において特定の事項について研究をしようとする者があるときは、選考の上、大学院研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(特別研究学生)

第 57 条 学長は、他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、選考の上、特別研究学生として許可することができる。

2 特別研究学生に関する規程は、別に定める。

第 58 条 削除

(聴講生)

第 59 条 学長は、本大学院において一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、選考の上、聴講生として許可することができる。

2 聴講生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第 60 条 学長は、本大学院において一又は複数の授業科目を履修し単位を修得しようとする者があるときは、選考の上、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第 10 章 学寮

(学寮)

第 61 条 学校法人松本歯科大学が管理運営する Campus Inn を学寮とする。

2 Campus Inn に関する規程は、別に定める。

第 11 章 雑則

(改廃)

第 62 条 この学則の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この学則は、平成 15 年（2003 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年（2005 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年（2006 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 19 年（2007 年）4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 2（第 9 条関係）授業科目履修基準表については、平成 19（2007）年度に入学する者から適用し、平成 18（2006）年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 20 年（2008 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年（2009 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年（2010 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年（2011 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年（2012 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成25年（2013年）4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 3（第47条関係）、別表第 4（第47条関係）学生納付金等の納入期日については、平成26年（2014）年入学者から適用し、平成25年（2013）年秋期入学者については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 27 年（2015 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年（2019 年）9 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年（2021 年）1 月 1 日から施行する。

別表第1 (第9条関係)

大講座	ユニット(研究単位)
硬組織疾患制御再建学講座	硬組織形態解析学ユニット
	硬組織機能解析学ユニット
	硬組織発生・再生工学ユニット
	遺伝子工学・分子創薬学ユニット
	硬組織疾患病態解析学ユニット
	生体材料学ユニット
	臨床病態評価学ユニット
顎口腔機能制御学講座	咀嚼機能解析学ユニット
	生体調節制御学ユニット
	臨床機能評価学ユニット
健康増進口腔科学講座	口腔健康分析学ユニット
	口腔健康政策学ユニット
	医療経営政策学ユニット

別表第2 (第10条関係)

授業科目履修基準表

科目分類	授業科目	授業形態	配当年次	履修区分	単位数	時間数	備考		
導入科目	口腔疾患制御再建学研究論	講義	1	必修	2	30	・博士(歯学)、博士(学術)の学位には研究方法論、博士(臨床歯学)の学位には臨床応用論を履修すること。		
	医療・科学倫理学概論	講義	1	必修	2	30			
	口腔生命科学研究方法論	講義	1	選択必修	2	30			
	口腔生命科学臨床応用論	講義	1	選択必修	2	30			
コア科目	硬組織疾患制御再建学	硬組織形態解析学入門	講義	1	選択必修	4	60	・専攻する分野の開設する4科目(16単位)「入門、実験Ⅰ、実験Ⅱ、演習」を履修すること。	
		硬組織形態解析学実験Ⅰ	実験・実習	2	選択必修	4	120		
		硬組織形態解析学実験Ⅱ	実験・実習	3	選択必修	4	120		
		硬組織形態解析学演習	演習	3	選択必修	4	60		
		硬組織機能解析学入門	講義	1	選択必修	4	60		
		硬組織機能解析学実験Ⅰ	実験・実習	2	選択必修	4	120		
		硬組織機能解析学実験Ⅱ	実験・実習	3	選択必修	4	120		
		硬組織機能解析学演習	演習	3	選択必修	4	60		
		硬組織発生・再生工学入門	講義	1	選択必修	4	60		
		硬組織発生・再生工学実験Ⅰ	実験・実習	2	選択必修	4	120		
		硬組織発生・再生工学実験Ⅱ	実験・実習	3	選択必修	4	120		
		硬組織発生・再生工学演習	演習	3	選択必修	4	60		
		遺伝子工学・分子創薬学入門	講義	1	選択必修	4	60		
		遺伝子工学・分子創薬学実験Ⅰ	実験・実習	2	選択必修	4	120		
		遺伝子工学・分子創薬学実験Ⅱ	実験・実習	3	選択必修	4	120		
		遺伝子工学・分子創薬学演習	演習	3	選択必修	4	60		
		硬組織疾患形態解析学入門	講義	1	選択必修	4	60		
		硬組織疾患形態解析学実験Ⅰ	実験・実習	2	選択必修	4	120		
	硬組織疾患形態解析学実験Ⅱ	実験・実習	3	選択必修	4	120			
	硬組織疾患形態解析学演習	演習	3	選択必修	4	60			
	生体材料学入門	講義	1	選択必修	4	60			
	生体材料学実験Ⅰ	実験・実習	2	選択必修	4	120			
	生体材料学実験Ⅱ	実験・実習	3	選択必修	4	120			
	生体材料学演習	演習	3	選択必修	4	60			
	臨床病態評価学入門	講義	1	選択必修	4	60			
	臨床病態評価学実験Ⅰ	実験・実習	2	選択必修	4	120			
	臨床病態評価学実験Ⅱ	実験・実習	3	選択必修	4	120			
	臨床病態評価学演習	演習	3	選択必修	4	60			
	顎口腔機能制御学	咀嚼機能解析学入門	講義	1	選択必修	4	60		
		咀嚼機能解析学実験Ⅰ	実験・実習	2	選択必修	4	120		
		咀嚼機能解析学実験Ⅱ	実験・実習	3	選択必修	4	120		
		咀嚼機能解析学演習	演習	3	選択必修	4	60		
		生体調節制御学入門	講義	1	選択必修	4	60		
		生体調節制御学実験Ⅰ	実験・実習	2	選択必修	4	120		
		生体調節制御学実験Ⅱ	実験・実習	3	選択必修	4	120		
		生体調節制御学演習	演習	3	選択必修	4	60		
臨床機能評価学入門		講義	1	選択必修	4	60			
臨床機能評価学実験Ⅰ		実験・実習	2	選択必修	4	120			
臨床機能評価学実験Ⅱ		実験・実習	3	選択必修	4	120			
臨床機能評価学演習		演習	3	選択必修	4	60			
健康増進口腔科学	口腔健康分析学入門	講義	1	選択必修	4	60			
	口腔健康分析学実験Ⅰ	実験・実習	2	選択必修	4	120			
	口腔健康分析学実験Ⅱ	実験・実習	3	選択必修	4	120			
	口腔健康分析学演習	演習	3	選択必修	4	60			
	口腔健康政策学入門	講義	1	選択必修	4	60			
	口腔健康政策学実験Ⅰ	実験・実習	2	選択必修	4	120			
	口腔健康政策学実験Ⅱ	実験・実習	3	選択必修	4	120			
	口腔健康政策学演習	演習	3	選択必修	4	60			
	医療経営政策学入門	講義	1	選択必修	4	60			
	医療経営政策学実験Ⅰ	実験・実習	2	選択必修	4	120			
	医療経営政策学実験Ⅱ	実験・実習	3	選択必修	4	120			
	医療経営政策学演習	演習	3	選択必修	4	60			
関連研究科目	高度基礎研究科目	口腔機能解剖学	講義・演習	2 (3) *1	選択必修	4	60	・研究に関連する科目を1科目(4単位)以上履修すること。 ・博士(歯学)・博士(学術)の学位には高度基礎研究科目、博士(臨床歯学)の学位には高度臨床実習科目を履修すること。 ※1 関連研究科目は、2年次に履修すること。ただし、複数の科目を履修する場合、2科目以降を3年次に履修することも可能。	
		口腔微細形態学	講義・演習	2 (3) *1	選択必修	4	60		
		口腔機能生理学	講義・演習	2 (3) *1	選択必修	4	60		
		口腔分子生化学	講義・演習	2 (3) *1	選択必修	4	60		
		口腔微生物学	講義・演習	2 (3) *1	選択必修	4	60		
		口腔病理病態学	講義・演習	2 (3) *1	選択必修	4	60		
		口腔細胞分子薬理学	講義・演習	2 (3) *1	選択必修	4	60		
		口腔生体理工学	講義・演習	2 (3) *1	選択必修	4	60		
		口腔予防保健学	講義・演習	2 (3) *1	選択必修	4	60		
		医療保健行動学	講義・演習	2 (3) *1	選択必修	4	60		
		高度臨床実習科目	むし歯治療学	実習	2 (3) *1	選択必修	4		120
			口腔ケア・予防歯科学	実習	2 (3) *1	選択必修	4		120
	歯科矯正診療学		実習	2 (3) *1	選択必修	4	120		
	小児咬合成育学		実習	2 (3) *1	選択必修	4	120		
	小児口腔育成保健(予防歯科)学		実習	2 (3) *1	選択必修	4	120		
	有病者・特殊診療学		実習	2 (3) *1	選択必修	4	120		
	摂食・嚥下リハビリテーション学		実習	2 (3) *1	選択必修	4	120		
	咬合回復学		実習	2 (3) *1	選択必修	4	120		
	唇顎口蓋裂・言語治療学		実習	2 (3) *1	選択必修	4	120		
	美容歯科学		実習	2 (3) *1	選択必修	4	120		
	顎顔面修復学		実習	2 (3) *1	選択必修	4	120		
	スポーツ歯科学		実習	2 (3) *1	選択必修	4	120		
	口腔内科(検査・薬物療法)学		実習	2 (3) *1	選択必修	4	120		
	歯周・硬組織再生学		実習	2 (3) *1	選択必修	4	120		
	歯科インプラント学		実習	2 (3) *1	選択必修	4	120		
	顎変形・機能治療学		実習	2 (3) *1	選択必修	4	120		
	口腔腫瘍診療学		実習	2 (3) *1	選択必修	4	120		
	全身管理歯科診療学		実習	2 (3) *1	選択必修	4	120		
	顎顔面画像診断学		実習	2 (3) *1	選択必修	4	120		
	口腔病理診断学		実習	2 (3) *1	選択必修	4	120		
	口臭治療学		実習	2 (3) *1	選択必修	4	120		
	ドライマウス診療学		実習	2 (3) *1	選択必修	4	120		
	痛み・痺れ診療(ペインクリニック)学		実習	2 (3) *1	選択必修	4	120		
	いびき・睡眠時無呼吸診療学		実習	2 (3) *1	選択必修	4	120		
	心療歯科学	実習	2 (3) *1	選択必修	4	120			
	アンチエイジング治療学	実習	2 (3) *1	選択必修	4	120			
口腔アレルギー診断学	実習	2 (3) *1	選択必修	4	120				
高年次専門科目	硬組織疾患制御再建学特論	講義・演習	4*2	選択必修	4	60	・所属する講座の科目を履修すること。 ※2 早期修了の場合は、3年次の履修も可能。		
	顎口腔機能制御学特論	講義・演習	4*2	選択必修	4	60			
	健康増進口腔科学特論	講義・演習	4*2	選択必修	4	60			

◇合計30単位以上履修
導入科目：3科目以上(6単位以上)

コア科目：4科目(16単位)

関連研究科目：1科目以上(4単位以上)

高年次専門科目：1科目(4単位)

別表第3（第47条関係）

項 目		金 額	備 考
入学検定料		30,000 円	
学生納付金等	入 学 料	300,000 円	入学時のみ。
	授 業 料	600,000 円	年額（毎年度）
	施設拡充費	100,000 円	入学時のみ。ただし、松本歯科大学歯学部卒業生は免除
	諸 納 付 金	3,300 円	入学時のみ。「学生教育研究災害傷害保険」加入保険料（4年間）

別表第4（第47条関係）

学生納付金等の納入期日

項 目	納入期日
春期入学者	4 月末日
秋期入学者	10 月末日